

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

公的年金制度の最低保障機能の強化のため、受給資格期間の短縮を行うとともに、産前産後休業期間中の厚生年金保険の保険料免除、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大等の所要の措置を講ずるほか、基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするための安定した財源の確保が図られる年度を定める等の所要の措置を講ずること。

第二 国民年金法の一部改正

一 受給資格期間の短縮

老齢基礎年金の受給資格期間を二十五年から十年に短縮するものとする。 (国民年金法第二十六

条関係)

二 遺族基礎年金の支給対象の拡大

遺族基礎年金について、被保険者又は被保険者であった者の子のある配偶者又は子に支給するものと

すること。 (国民年金法第三十七条関係)

三 その他所要の改正

第三 厚生年金保険法の一部改正

一 短時間労働者への適用拡大

一週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満であるもの又は一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満であるもののうち、次の1から4までの要件に該当するものは、厚生年金保険の被保険者であるものとすること。（厚生年金保険法第十二条関係）

1 一週間の所定労働時間が二十時間以上であること。

2 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれること。

3 報酬（最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。）の月額が八万八千円以上であること。

4 学生等でないこと。

二 受給資格期間の短縮

第二の一に準じた改正を行うこと。（厚生年金保険法第四十二条関係）

三 産前産後休業期間中の保険料免除

産前産後休業期間について、申出により、事業主及び被保険者の保険料を免除するものとする。

（厚生年金保険法第八十一条の二の二関係）

四 その他所要の改正

第四 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

基礎年金の国庫負担割合二分の一を維持するための所要の安定した財源の確保が図られる年度を平成

二十六年とすること。（国民年金法等の一部を改正する法律附則第十三条第七項関係）

第五 関係法律の一部改正

一 私立学校教職員共済法及び健康保険法について、第三の一に準じた改正を行うこと。

二 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法について、第三の二及び

四に準じた改正を行うこと。

三 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、健康保険法及び船員保険

法について、第三の三に準じた改正を行うこと。

四 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律について、第四に準じた改正を行うこと。

五 高齢者の医療の確保に関する法律について、短時間労働者など賃金が低い加入者が多いことからその保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、賃金が低い加入者の後期高齢者支援金の負担に関して被用者保険間で広く分かち合う特例措置を導入し、短時間労働者への健康保険の適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和するものとする。

六 介護保険法について、介護納付金に関し、五に準じた改正を行うこと。

第六 施行期日

この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。

一 第二の二、第四及び第五の四 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための

消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日

二 第二の三、第三の三及び四並びに第五の二（第三の四に準じた改正に係る部分に限る。）及び三 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三の一並びに第五の一、五及び六 平成二十八年十月一日

第七 検討等

一 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

三 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付

に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

四 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

五 国民年金の第一号被保険者に対する出産前六週間及び出産後八週間に係る国民年金の保険料の納付義務を免除する措置については、検討が行われるものとする。

第八 経過措置等

一 経過措置

1 当分の間、通常の労働者及びこれに準ずる者を常時五百人を超えて使用する事業主以外の事業主に使用される七十歳未満の者であつて、一週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満であるもの又は一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満であるものについては、厚生年金保険の被保険者としなないものとする。 (附則第十七条関係)

2 その他所要の経過措置を設けること。（附則第四条から第十六条まで、第十八条から第五十六条まで関係）

二 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の改正を行うこと。（附則第五十九条から第七十条まで関係）